

京都市上下水道局告示第14号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成16年6月21日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名

京都市左京区吉田泉殿町47番地

株式会社小谷工業所

代表取締役 小谷 弘子

2 変更事項

代表取締役小谷洋から代表取締役小谷弘子に変更

3 指定期間

平成16年6月21日から平成21年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)